

鴨川市有料広告掲載要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第57号

鴨川市有料広告掲載要綱の一部を改正する告示

鴨川市有料広告掲載要綱(平成19年鴨川市告示第61号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第5項中「企画総務部長」を「総務課長」に改める。

第7条中「企画総務部総務課」を「総務課」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。